

福岡市の 環境影響評価制度（環境アセスメント）



福岡市

はじめに



環境影響評価とは、土地の形状の変更や工作物の新設などで環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査・予測・評価を行い、その方法及び結果について住民や市長等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作成していこうという制度です。

平成9年6月に環境影響評価の手續等を定めた環境影響評価法が制定され、本市においても、平成10年3月に福岡市環境影響評価条例を制定し、平成12年3月より施行しています。

この度、環境影響評価が果たすべき役割や評価技術をめぐる状況の変化、平成23年4月の環境影響評価法改正などに対応するため、福岡市環境影響評価条例の改正を行いました。

具体的には、計画段階配慮手續の新設、対象事業の追加（風力発電所、太陽光発電所）、事後調査報告書の公表の義務化などの改正を行い、平成25年10月から全面施行となっています。

福岡市における環境影響評価の主な実施事例



福岡市東部工場建替事業 900 t/日
(ごみ焼却施設の新設
処理能力 200 t/日以上)



かなたけの里公園整備事業 約 14ha
(運動場又はレクリエーション施設の新設
市街化調整区域 10ha 以上)



周船寺川都市基盤河川改修事業
延長約 4.6 km
(河川の改修工事 2級河川で延長 1km 以上)



福岡都市高速鉄道3号線(天神南～博多間)
延長約 1.4 km
(鉄道の建設 延長 1 km 以上)

福岡市の環境影響評価制度

環境影響評価制度は、まず、事業の計画段階において環境配慮の検討を行います(計画段階配慮)。次に計画段階配慮における検討結果を反映して事業計画を策定し、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行います(環境影響評価)。事業の実施に際しては、工事中や供用後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施します。

計画段階配慮

事業の計画段階に、複数の計画案について、既存資料等から環境影響を予測し、比較します。事業の位置・規模等の検討段階に環境影響を把握し、その結果を事業計画に反映することで、重大な環境影響の回避・低減を図ります。



環境影響評価

調査

対象事業実施区域周辺の環境の現況について、既存資料調査や現地調査などを行います。この調査結果を基に、予測及び評価を行います。

予測

調査結果を基に、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について、各種の予測式やシミュレーションなどの手法を用いて予測します。

評価

事業特性、地域特性を考慮した上で、適切な環境の保全の観点からの基準又は目標を設定し、予測結果と対比することで評価を行います。



工事着手



事後調査

工事中や供用時の環境を調査し、環境保全措置の効果や追加が必要な措置について検討します。

環境影響評価の項目

環境影響評価は、次の項目などから、地域特性や事業特性を踏まえて必要な項目を選定し、調査、予測、評価を行います。



動物 植物
生態系



廃棄物等 残土
温室効果ガス等

大気質 騒音 振動
悪臭 水質 底質
地下水 地形・地質 地盤
土壌 日照障害 風況

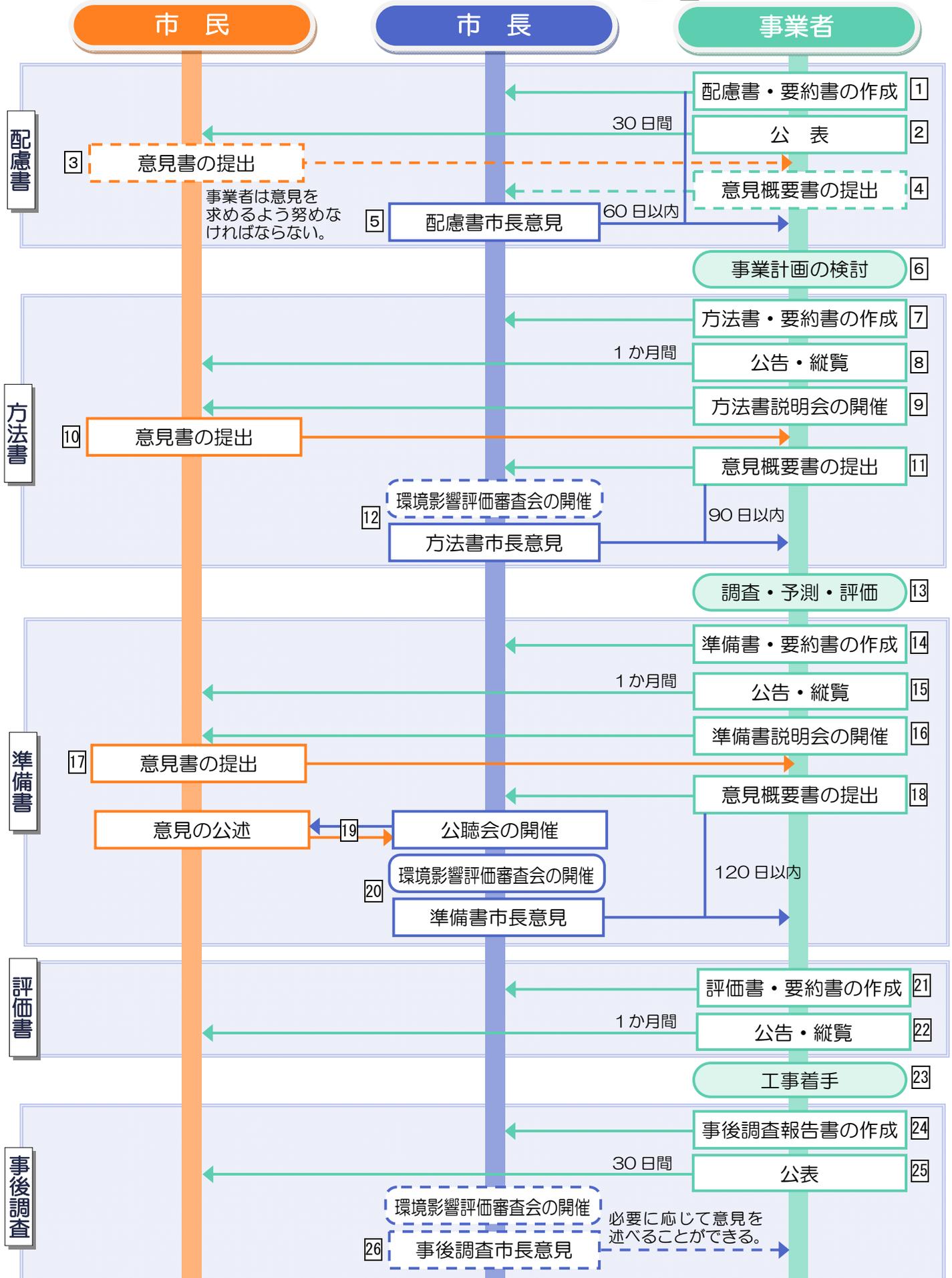


景観
人と自然との
触れ合いの活動の場



福岡市環境影響評価条例の手続の流れ

1~26 について、P4 に説明があります。



1 配慮書・要約書の作成

事業者は、事業を実施する位置等の複数案を検討する段階において、それぞれの環境影響の違いを比較した配慮書とその要約書を作成します。

2 配慮書・要約書の公表

事業者は、作成した配慮書とその要約書を、環境影響を受ける範囲であると想定される地域内で30日間公表します。また、インターネットでも公表します。

3 配慮書についての意見書の提出

事業者は、配慮書について環境の保全の見地から意見を求めるよう努めるものとします。

4 配慮書についての意見概要書の提出

事業者は、市民等から提出された意見の概要書を作成し、市長に提出します。

5 配慮書市長意見

市長は、配慮書について環境の保全の見地からの市長意見書を作成し、事業者に送付します。市長意見書の作成に当たっては、必要に応じ専門家の意見を聴きます。

6 事業計画の検討

事業者は、配慮書の結果や市民・市長の意見を踏まえ、事業計画を策定します。

7 方法書・要約書の作成

事業者は、事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響について、どのような項目や方法で調査・予測・評価を行うかを記載した方法書とその要約書を作成します。

8 方法書・要約書の公告・縦覧

事業者は、方法書を作成した旨を公告し、環境影響を受ける範囲であると認められる地域内で1か月間縦覧します。また、インターネットでも公表します。

9 方法書説明会

事業者は、方法書の縦覧期間内に、環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書について説明会を開催します。

10 方法書についての意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地から意見がある人は誰でも、公告の日から縦覧期間終了の2週間後までの間に、事業者に対し意見書を提出することができます。

11 方法書についての意見概要書の提出

事業者は、市民等から提出された意見の概要書を作成し、市長に提出します。

12 方法書市長意見

市長は、方法書について環境の保全の見地からの市長意見書を作成し、事業者に送付します。市長意見書の作成に当たっては、必要に応じ「福岡市環境影響評価審査会」（以下、審査会）の意見を聴きます。

13 調査・予測・評価

事業者は、方法書に基づき、調査した結果をもとに環境への影響を予測し、評価をします。

14 準備書・要約書の作成

事業者は、調査・予測・評価の結果について記載した準備書及びその要約書を作成します。

15 準備書・要約書の公告・縦覧

事業者は、準備書を作成した旨を公告し、環境影響を受ける範囲であると認められる地域内（以下、関係地域内）で1か月間縦覧します。また、インターネットでも公表します。

16 準備書説明会

事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書について説明会を開催します。

17 準備書についての意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地から意見がある人は誰でも、公告の日から縦覧期間終了の2週間後までの間に、事業者に対し意見書を提出することができます。

18 準備書についての意見概要書の提出

事業者は、市民等から提出された意見の概要及び事業者の見解を作成し、市長に提出します。

19 公聴会の開催

市長は、環境の保全の見地からの意見を聴くため、関係地域の住民から要請があり、必要と認める場合には公聴会を開催します。関係地域の住民は環境の保全の見地から意見の公述をすることができます。

20 準備書市長意見

市長は、準備書について環境の保全の見地からの市長意見書を作成し、事業者に送付します。市長意見書の作成に当たっては、審査会の意見を聴きます。

21 評価書・要約書の作成

事業者は、準備書に対する市民や市長の意見を踏まえ、必要に応じて準備書の内容に検討を加えて、評価書及びその要約書を作成します。

22 評価書・要約書の公告・縦覧

事業者は、評価書を作成した旨を公告し、関係地域内で1か月間縦覧します。また、インターネットでも公表します。

23 工事着手

事業者は、評価書を公告後、工事に着手します。（④評価書を公告するまで、工事に着手することはできません。）

24 事後調査報告書の作成

事業者は、評価書に記載した事後調査計画に基づき、工事着手後及び供用開始後に事後調査を実施し、報告書を作成します。

25 事後調査報告書の公表

事業者は、事後調査報告書を関係地域内で30日間公表します。また、インターネットでも公表します。

26 事後調査市長意見

市長は、事後調査報告書について、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合などは、事業者に対し、必要な環境保全措置を講じるよう意見を述べるすることができます。意見を述べるに当たっては、必要に応じて審査会の意見を聴くことができます。

福岡市環境影響評価条例対象事業

事業の種類		規模要件	
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	自動車専用道路	すべて	
	森林基幹道	すべて	
	その他の道路	4車線以上かつ延長 3km以上	
2 河川	ダム・堰	湛水面積 10ha 以上	
	河川改修	2級河川で延長 1km以上	
3 鉄道	鉄道・軌道	延長 1km以上・連続立体交差事業	
4 飛行場	新設	すべて	
	滑走路新設・延長に伴う変更	すべて	
	ヘリポート	面積 1ha 以上	
5 発電所	火力発電所	出力 5万 kW 以上	
	風力発電所	出力 1,500kW 以上 ただし、特定区域(*)及び 500m 以内に 住環境等がある地域は出力 1,000kW 以上	
	太陽電池 発電所	面積 50ha以上	または 土地造成 の面積 (市街化区域：20ha以上 市街化調整区域：10ha以上 特定区域(*)：5ha以上)
6 廃棄物最終処分場	面積 10ha 以上		
7 埋立て・干拓	面積 20ha 以上		
8 土地区画整理事業	面積 30ha 以上		
9 流通業務団地造成事業	面積 20ha 以上		
10 運動場又は レクリエーション施設	都市計画法 第2種特定工作物	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上	
	都市公園、国定公園、 県立公園など	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上	
11 住宅団地の造成	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上		
12 土石の採取	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上		
13 下水道終末処理場	計画処理人口 5万人以上		
14 ごみ焼却施設	処理能力 200 t /日以上		
15 工場又は事業場	排ガス量 4万Nm ³ /時以上 又は、排出水量 5,000m ³ /日以上 又は、敷地面積 5ha 以上		
16 その他の土地の造成	都市計画法に基づく 開発行為	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上	
17	1から16までに掲げる事業と同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が審査会の意見を聴いた上で、特に必要と認めるもの		
※ 港湾計画	埋立て・掘込み面積の合計 150ha 以上		

(*) 特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。

1. 標高 80メートル以上の地域
2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000 平方メートル以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く)
3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林

環境影響評価 Q&A

市民版

Q1.実施されている環境影響評価について知りたいときは、どうすればよいですか？

A.現在実施されている環境影響評価は、福岡市のホームページで確認できます。環境影響評価の図書の内容については、事業者の事務所や市の施設等で1か月間縦覧されるほか、事業者のウェブサイトでも公表されます。

また、方法書及び準備書について、説明会が開催されます。

Q2.実施されている環境影響評価について、意見を言うことはできますか？

A.方法書や準備書等について、事業者に対し誰でも書面で意見書を決められた期間内に提出することができます。

また、関係地域の住民は、市長に対し公聴会の開催を要請し、環境の保全の見地から意見を公述することができます。公述した意見は、市長意見の参考となります。

(公聴会の実施時期等についてはお尋ねください。)

事業者版

Q1.配慮書は、どの時期に作成するのですか？

A.事業実施に先立つ事業の計画段階で、位置や規模または配置や構造について複数案を検討する時期に作成してください。

Q2.図書の公告・縦覧や公表は、どのように行うのですか？

A.・公告は、市公報、市の広報誌、日刊新聞、民間事業者のウェブサイトへの掲載等により行ってください。

・縦覧は、事業者の事務所や市の施設等の適切な場所において、1か月間実施してください。

・事業者のウェブサイトにおいて、事後調査報告書の公表期間終了まですべての図書を公表してください。

Q3.市長が意見を述べる際、どのような検討を行っているのですか？

A.意見書や公聴会で市民等から寄せられた意見に配慮し、福岡市環境影響評価審査会に環境の保全の見地からの意見を聴いて、市長意見を作成します。

Q4.環境影響評価審査会とはどのような機関ですか？

A.福岡市環境影響評価審査会は、市長の附属機関として、技術的・専門的な内容について審査を行うために設置されており、学識経験者20人以内で構成されています。



Q3.説明会は、いつ、どこで実施すればよいですか？

A.方法書及び準備書の縦覧期間中に、適切な場所において実施してください。

できる限り多くの方が参加できるように考慮して、場所や日時を決めてください。

Q4.事後調査報告書は、全て公表しなければいけないのですか？

A.・工事終了後には、工事期間中のすべての調査について速やかに提出し、公表してください。

・最後に行う供用後の事後調査の終了後には、工事中及び供用後のすべての調査について速やかに提出し、公表してください。

・年度ごとに行った調査については、公表の必要はありませんが、年度終了後に速やかに提出してください。



福岡市 環境局 環境監理部 環境調整課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話：092-733-5389
FAX：092-733-5592
e-mail：k-chosei.EB@city.fukuoka.lg.jp